

令和4年度 海の事故ゼロキャンペーン沖縄地方実施計画

令和4年6月17日
沖縄地方海難防止強調運動推進連絡会議

1 運動の趣旨

全国海難防止強調運動は、船舶所有者、運航者をはじめとする海事関係者、漁業関係者、マリレジャー関係者など、船舶運航に直接関わる者はもとより、広く国民に対し、「海難ゼロへの願い」をスローガンに国、地方自治体、関係民間団体が連携して、海難防止思想の普及、高揚を図り、もって海難発生の防止に寄与しようとするものである。

これら趣旨を踏まえ、海の月間の時期に合わせて、「海難ゼロへの願い」をスローガンに令和4年度海の事故ゼロキャンペーンを推進することとします。

なお、本運動における地域ごとの活動の実施に際しては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を適切に講じるとともに、地域住民から見て感染拡大防止の観点からも理解を得られる方法により実施するものとする。

2 運動期間

令和4年7月16日(土)から31日(日)までの16日間

3 運動方針

第11次交通安全基本計画における海上交通分野の目標である

- ・2020年代中に我が国周辺で発生する船舶事故隻数(本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く。以下同じ。)を第9次計画期間の年平均(2,256隻)から約半減(約1,200隻以下)することを目標とし、我が国周辺で発生する船舶事故隻数を令和7年までに1,500隻未満を目指す。
- ・ふくそう海域における航路を閉塞するような社会的影響が著しい大規模海難の発生数をゼロとする。
- ・海難における死者・行方不明者を減少させるためには、高い救助率を維持確保することが重要であることから、救助率95%以上とする。

に基づき、全国海難防止強調運動実行委員会が策定した実施計画として、令和3年度から令和7年度までの運動方針の重点事項を、「小型船舶の海難防止」、「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」、「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」、「ふくそう海域等の安全性の確保」と定めており、これを踏まえ、沖縄地方にあっても次の重点事項を定め運動を展開するものとする。

重点事項①：「小型船舶の海難防止」

令和3年の沖縄地方においては、小型船舶（プレジャーボート、漁船）による海難が全体の約8割を占めた。また、事故の約6割を衝突、乗揚、浸水が占めているほか、衝突事案の発生は令和2年の約3倍となった。

衝突及び乗揚の原因としては船位不確認、次いで見張り不十分によるものが多く、浸水にあつては船体機器整備不良、次いで気象海象不注意が事故原因の約6割を占める。浸水の事故原因である船体機器整備不良は、経年劣化した部品からの漏水やホースの外れなどによる事故など、定期的に点検をしていれば防げた事案が多かった。

これらを踏まえた事故防止対策として、自船の位置や水路の確認の徹底、自船の安全確保3か条（①発航前、機関や燃料の点検の実施、②発航時、常時見張りの徹底、③故障時に備え、救助支援者の確保）の励行の徹底と整備業者等による定期的な点検整備の推奨を図るとともに、「船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく遵守事項」を周知啓発し、海難防止活動を推進する。

なお、近年、ミニボート、カヌー、SUP等のウォーターアクティビティが多様化・活発化しており、これらの安全対策についても、小型船舶の安全対策と同様に取り組む必要があることから、関係官庁や民間団体との意見交換会を通じて策定した「ウォーターセーフティガイド」の普及と、「海の安全情報」の利活用を含めた最新の気象海象情報の確認について推進を図る。

重点事項②：「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」

令和3年に発生した船舶海難の主な原因が船位不確認・見張り不十分であることから、「常時適切な見張りの徹底」「居眠り防止」「AISの普及」について推進していくこととする。

重点事項③：「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」

海中転落した乗船者の安全を確保するためには「①海上に浮く」、「②連絡手段を持つ」「③速やかな救助要請」という3点が必要不可欠であることから、プレジャーボート、漁船、遊漁船に対し自己救命策確保（ライフジャケットの常時着用、防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保、緊急通報用電話番号「118番」や「NET118」の有効活用）に関する周知徹底を推進する。

さらに、事故発生時等に速やかな救助要請及び救助へつなげるため、家族や友人等に目的地や帰宅時間を事前に伝え、現在位置を定時連絡することも有効な自己救命策であることを周知する。

また、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正により、平成30年2月1日から小型船舶に乗船する者への救命胴衣の着用義務範囲が拡大されていることを踏まえ、救命胴衣の着用徹底を図る。

重点事項④：「ふくそう海域等の安全性の確保」

異常気象等に起因する船舶事故防止のため、リーフレットやホームページ（走錨事故防止ポータルサイト）を活用し、本制度の理解促進を図るとともに、最新の気象・海象情報の入手など事故防止に係る取り組みの徹底を図る。

4 実施事項

(1) 広報活動

海難防止にかかる理解を広く沖縄県民に浸透させるため、以下のとおり広報活動を実施する。

- イ 各報道機関及び自治体の広報誌等を通じた周知。
- ロ 連絡会議構成団体及び団体傘下企業等のホームページや、発行する新聞・広報誌等による本運動の周知。
- ハ 連絡会議構成団体及び団体傘下企業等のほか、フェリー・旅客船乗り場、マリーナ、漁協、マリンレジャー施設等における場内放送、ポスターの掲示、パンフレットやリーフレットの配布。
- ニ 横断幕、立看板、電光掲示板ならびに漁業無線等を利用した本運動の周知。
- ホ 海上におけるイベント、行事等を利用した本運動の周知。
- ヘ 海難の発生状況に係る積極的な広報。

(2) 安全に関する指導等

- イ 海運・漁業・マリンレジャー等の海事関係者の会合等を利用した海難防止講習の実施。
- ロ 海上におけるイベント、行事等を利用してプレジャーボート利用者等の参加者及び主催者等を対象にした安全指導の実施。
- ハ 訪船指導及び訪問指導等により、船舶の運航に直接携わる者及び指導・監督する立場にある者に対して重点事項をはじめとした安全に関する指導の実施。

(3) その他

- イ 本運動の趣旨を達成するために有効と考えられる事項については、期間にこだわることなく実施する。
- ロ 本運動の実施にあたっては、国内外の新型コロナウイルスの感染状況の推移に留意し、検討していく。

令和5年度 沖縄地方春季大型連休海難防止強調運動について

令和4年6月17日
沖縄地方海難防止強調運動推進連絡会議

1 目的

船舶海難防止のため、年間を通して様々な安全啓発活動等を実施しているところ、マリレジャーやクルージングといった海での活動が活発化する春季大型連休期間中において、船舶運航者及び乗船者等が海で安全に楽しく活動できるよう、重点事項を周知啓発するとともに、地域と連携した安全対策を推進し、かつ、各関係機関との連携を強化した取り組みを行うことによって、船舶海難及び船舶海難に伴う乗船者の人身事故等の減少を図る。

2 テーマ

海で安全に楽しく遊ぶために ～大切な命は自分で守る～

3 期間

令和5年4月29日(土)から5月7日(日)までの9日間

4 重点事項

令和4年度海の事故ゼロキャンペーン実施計画の運動方針の重点事項を基に、

- ① 小型船舶の海難防止
- ② 見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進
- ③ ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保

について、管内における令和3年船舶海難の発生状況を考慮し、以下の項目を推進して活動を実施する。

(1) プレジャーボート等に対する安全対策の推進

共通項目 → 自船の安全確保3か条の周知啓発

- ・発航前、機関や燃料の点検実施
- ・発航時、常時見張りの徹底
- ・故障時に備えた救助支援者の確保
- ・定期的な点検整備の推奨

① モーターボート類（モーターボート及びクルーザーボート）

航行予定海域の水路調査及び船位確認の励行

② 水上オートバイ

遊具の曳航（トーイング）時におけるプレイヤー、曳航ロープ、遊具等の監視の励行（操縦者の他に後方見張り役として補助者を同乗させることを呼びかけ）

レンタル業者に対する遵守事項の安全啓発

③ 漁船、遊漁船

居眠り防止及び見張りの徹底
係留時における安全対策の徹底

④ ミニボート、カヌー、SUP

「海の安全情報」の利活用を含めた最新の気象海象情報の確認
実施アクティビティの特性把握及び必要とされる知識技能の習得
単独での行動を控えた複数での行動

⑤ 荒天時における係留船舶の事故防止

低気圧接近時などにおける強風による被害発生に備え、早めに係留状況を確認する
ほか、固縛の強化、陸揚げ保管等の徹底を図る

(2) 自己救命策確保の普及・推進

① ライフジャケットの常時着用 → 浮力の確保

平成 30 年 2 月にライフジャケットの着用義務範囲が拡大され、令和 4 年 2 月に認知期間が終了し、違反点数の付与が開始されたことから、改めて着用の意識啓発、指導徹底を行う

② 防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保 → 速やかな救助要請

防水パックに入れた携帯電話を携行

③ 118 番の有効利用 → 海の事件・事故は 118 番

万が一事故にあった場合は海上保安庁に連絡

(3) 「船舶職員及び小型船舶操縦者法」に基づく遵守事項の周知啓発

重点事項に掲げる内容が網羅されている「船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく遵守事項」の周知啓発を行い、小型船舶操縦者の安全意識の高揚および船舶海難防止を図る

(4) 団体が提供している安全情報の利用

ホームページ等で提供されている海での活動に有益な気象、潮汐等の情報を積極的に活用

→ 気象現況・海上工事情報：海の安全情報

→ 気象予報：沖縄気象台ホームページ

→ 潮汐情報：海上保安庁海洋情報部ホームページ

5 その他

(1) 本運動の趣旨を達成するために有効と考えられる事項（海難防止講習会、合同パトロール

等)については、期間にこだわることなく実施する。

- (2) 本運動の実施にあたっては、国内外の新型コロナウイルス感染症の状況推移に留意して検討していくものとし、実施に際しては感染防止対策を適切に講じるとともに、地域住民から見て感染拡大防止の観点からも理解を得られる方法によるものとする。
- (3) 今後の状況の推移によって本運動の実施する活動内容を変更する必要がある場合には、改めて審議するものとする。